下松市・記者発表（配布）資料

令和８年１１月９日

部 課 名	課　　長	担 当 係 長	連 絡 先（直通）
健康福祉部 高齢福祉課	田村　貴恵	沓野　樹道	0833-45-1831

１．件　名	令和８年度介護保険料の賦課誤りについて
２．内　容	令和８年度介護保険料の算定に当たり、合計所得金額の計算方法にシステム上の誤りがあり、保険料段階が変更（減額）となる方がいることが判明しました。具体的には、給与等収入が一定区分に該当する方の所得計算において、所得控除引き上げ額を含めなくて良いところを含めて算定していたため、本来よりも多く所得が算定され、結果的に保険料が過大となっていました。
３．経　緯	令和７年度税制改正に伴い、給与所得控除の金額が５５万円から６５万円へ引き上げられました。令和８年度の介護保険料については、税制改正による急激な影響を避けるため、改正以前の基準で算定するようにシステム委託業者が、令和８年１月に国が発出した通知を踏まえてシステム改修を行いました。その後、令和８年６月及び７月に再度、国が発出した通知により、合計所得金額の計算における所得控除引上げ額の取扱いについて違いが生じていることが判明しました。これを受けて、システム委託業者が修正したシステムにて再算定したところ、５名の過大算定が判明しました。
４．調査結果の概要	対象者及び金額 過大に賦課した者　５人　（総額６１，６８０円）
５.今後の対応	対象となる方については、個別に訪問し、謝罪及び内容説明を行い、還付又は納付額の変更を行います。 今後、法改正時には改正点等正確に把握し、国、他自治体、システム委託業者との情報共有を行いながら、チェック体制を強化し、再発防止に努めてまいります。